

受検申請書等の入手方法

受検案内、実技試験問題の概要及び受検申請書は、愛知県県民相談・情報センター、各県民事務所広報コーナー、東三河総局広報コーナー及び新城設楽振興事務所広報コーナー、愛知県労働局産業人材育成課及び愛知県職業能力開発協会で購入できます。

配付期間 3月1日(火)～4月15日(金)

土・日曜日、祝日は休みです。ただし、愛知県県民相談・情報センターは土・日曜日（開設時間は午前9時から午後4時30分まで）もご利用いただけます。

○ 配付場所

機関名	所在地	電話
愛知県県民相談・情報センター	名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター1階	052-962-5100
海部県民事務所広報コーナー	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎1階	0567-24-2113
知多県民事務所広報コーナー	半田市出口町1-36 知多総合庁舎1階	0569-21-8111
西三河県民事務所広報コーナー	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎1階	0564-27-0800
東三河総局広報コーナー	豊橋市八町通5-4 東三河県庁(東三河総合庁舎)1階	0532-52-7337
新城設楽振興事務所広報コーナー	新城市字石名号20-1 新城設楽総合庁舎1階	0536-23-8700
愛知県労働局産業人材育成課	名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁本庁舎2階南東側	052-954-6375
愛知県職業能力開発協会	名古屋市西区浅間2-3-14	052-524-2034

愛知県県民相談・情報センター、各県民事務所、東三河総局及び新城設楽振興事務所の案内図はこちら

○ 郵送による入手

郵送等を希望される方は、申請書の受付期間にご注意のうえ、**次ページの申請書送付申込書**に必要事項をご記入して**愛知県職業能力開発協会**へ送付してください。

(1) 郵送の場合 返送用切手250円～

返送用の切手を同封して、当協会あて申請書送付申込書を郵送ください。

(2) 宅配便の場合 送料着払い代740円～

申請書送付申込書の「**着払いを希望する**」にチェックし、当協会あて**メールまたはファックス**で送信ください。

受検申請書の受付について

受付期間 4月4日(月)～4月15日(金)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送により申請してください。

送付先 愛知県職業能力開発協会

技能検定申請書送付申込書

申込者氏名	
送付先住所	〒 (※会社の場合は社名・部署名も記載してください)
連絡先（電話番号）	

記入例のように受検予定作業名と必要部数をご記入ください。（職種名ではなく、作業名をご記入ください。）

受検予定作業名	等 級					
	特級	1 級	2 級	3 級	単一等級	五輪
(記入例) 普通旋盤作業	枚	1 枚	2 枚	枚	枚	枚
作業	枚	枚	枚	枚	枚	枚
作業	枚	枚	枚	枚	枚	枚
作業	枚	枚	枚	枚	枚	枚

※受検申請にあたり注意が必要な作業がありますので、申請前に必ず次ページをご確認ください。

※この申込書 1 枚につき、受検案内、実技試験問題の概要、技能検定作業別申請区分表を添付します。

※技能検定作業別申請区分表は標準受検手数料版（1 級・2 級・単一等級用、特級・3 級用）と

減額受検手数料版（2 級・3 級用）があります。区分表は申請書と一緒に当協会へ提出してください。

なお、25 歳未満の方は、実技試験受検手数料が減額されます。詳しくは受検案内の 3 ページをご覧ください。

※この用紙は申請書等を取り寄せるための申込書です。受検申請には、別途当協会へ申請書等の提出が必要です。

1 郵送

この申込書と上表の必要部数に応じた返送用切手を同封して郵送してください。

申請書枚数	1 ～ 5 枚	6 ～ 25 枚
必要切手代	250 円	390 円

2 着払い

申請書等の取り寄せに着払いを希望する方は、□に✓をしてください。（送料 740 円～）

着払いの場合、切手の送付は必要ありません。メールまたはFAXでこの申込書を送信してください。

☐ **着払いを希望する**

詳細又は不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

【送付先】 〒451-0035

名古屋市西区浅間二丁目 3-14

愛知県職業能力開発協会 技能検定課 あて

TEL 052-524-2034

FAX 052-325-5788

メール kentei@avada.or.jp

（３） 作業ごとの注意事項

注１）安全衛生法関係法令等に基づく就業制限を伴う作業及び特別教育を要する作業（実技試験）

ア 以下の職種（作業）は労働安全衛生法第61条第１項に基づく資格証等（ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面）の携帯を要します。

試験当日に携帯していない場合は原則として受検することができません。

・鉄工（製缶作業）※１級のみ	・工場板金（打出し板金作業）
・鉄工（構造物鉄工作業）	・電気機器組立て（変圧器組立て作業）
・工場板金（曲げ板金作業）※３級を除く	・建設機械整備（建設機械整備作業）

イ 以下の職種（作業）は労働安全衛生法第59条第３項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本又は写しを提示するか又は特別教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告してください。

職種（作業）	特別教員の種類
・金属プレス加工（金属プレス作業）	動力プレス機械の金型取付け等
・鉄工（製缶作業） ・鉄工（構造物鉄工作業）	アーク溶接
・切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）	研削といしの取替え
・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）	研削といし（高速といし）の取替え等
・とび（とび作業）※３級のみ	足場の組立て

注２）設備等の都合による受検申請の制限

次の作業の実技試験は、設備等の都合により定員がありますので、申請については実技試験委託団体に直接お問い合わせください。

【実技試験委託団体（予定）問合せ先】

作業名	団体名	電話番号
ダクト板金作業	中部ダクト工業協同組合	052-801-8167
陽極酸化処理作業	（一社）軽金属製品協会 名古屋事務所	0587-21-7790
オフセット印刷作業	愛知県印刷工業組合	052-962-5771
ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	愛知県防水工事業協会	052-501-1401
改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事作業	〃	〃
F R P 防水工事作業	〃	〃
シーリング防水工事作業	中部シーリング工事業（協）	052-201-7086
鋼製下地工事作業	（一社）全国建設室内工事業協会 中部支部	052-242-6780
ボード仕上げ工事作業	〃	〃
保温保冷工事作業	東海北陸保温保冷工業協会	052-201-3551

注3) 受検者所属事業所等を利用しての実技試験実施

次の作業は、原則として受検者の所属事業所等にご協力をいただいて実技試験を実施します。この場合、以下の条件を満たすことが必要です。(ご協力いただけない場合は、実技試験を受検することができません。)

- ①受検者の所属する事業所等から実技試験の実施のために必要な設備・機材、役務等のご提供が得られること
- ②受検者の所属する事業所等から技能検定委員等の協力が得られること

【受検者所属事業所等を利用しての実技実施作業（すべての等級）】

作 業 名	
铸铁铸件铸造作业	
非鉄金属铸件铸造作业	
普通旋盤作業	※ 1
数値制御旋盤作業	※ 2
フライス盤作業	※ 1
数値制御フライス盤作業	※ 2
平面研削盤作業	※ 2
円筒研削盤作業	※ 2
心無し研削盤作業	※ 2
ホブ盤作業	※ 2
数値制御形彫り放電加工作業	※ 2
ワイヤ放電加工作業	※ 2
曲げ板金作業	
打出し板金作業	

作 業 名	
治工具仕上げ作業	※ 1
金型仕上げ作業	※ 1
機械組立仕上げ作業	※ 1
工作機械用切削工具研削作業	※ 2
ホットチャンバダイカスト作業	
コールドチャンバダイカスト作業	
変圧器組立て作業	
機器ぎ装作業	
内部ぎ装作業	
配管ぎ装作業	
電気ぎ装作業	
光学ガラス研磨作業	
婦人子供注文服製作作業	
家具手加工作業	
木製建具手加工作業	
木製建具機械加工作業	
化学分析作業	

※普通旋盤作業始め14作業は、複数作業並行して実施可能ですが※1の5作業は、原則として1日1会場あたり、自社受検者数の合計を3名以上とし、※2の9作業は1名でも実施可能とします。

また上記以外の作業についても、受検申請者数により受検者の所属する事業所等に上記①、②の協力をお願いする場合があります。

注2)・注3)以外の職種(作業)についても、試験場の設備、受検者数及び新型コロナウイルス感染症の感染状況により、以下の対応を行う場合がありますので予めご了承ください。

①受付期間中に申込みを締切る ②受付期間終了後の抽選 ③試験の中止

②の場合は、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先しますのでご了承ください。

①～③の理由により試験が受検できなくなった場合は、受領した受検手数料はお返しします。

なお、本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに随時掲載しますので、最新の情報に基づき受検申請をしてください。